

目次

【協議事項】

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について | P 1～6 |
| (2) 路線バスの運行内容の見直しについて | P 7～10 |
| (3) 乗合タクシーの運行内容の見直しについて | P 11～18 |
| (4) 地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について | P 19～23 |

【報告事項】

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 路線バスの停留所の廃止について | P 25 |
| (2) 五家荘地域の移動手段確保について | P 26 |

【協議事項1】

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

<協議いただく内容>

国庫補助金交付要綱並びに事業実施要領（要綱第3条第5項、要領の8）に基づき、今年度実施した「地域公共交通確保維持改善事業費」（国庫補助金）に関する自己評価の内容について同意をいただくものです。

評価対象事業：地域公共交通確保維持改善事業（令和3年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

評価対象期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日

<添付資料>

○資料1 国への提出資料一式（評価書：別添1・別添1参考資料・別添1-2、ポンチ絵）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 八代市地域公共交通会議

評価対象事業名: 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
八代市地域公共交通会議	東町線(区域)の運行		A 生活交通確保維持改善計画に位置付けられたとおり、適切に実施された	○目標未達成 (達成率: 75.2%) 目標: 1,507人/年 実績: 1,133人/年 前年度比: △113人 C ○出前講座などの利用促進のための取組ができなかったこと、通院頻度の減少及び児童生徒の利用の減少が目標値を下回った主な原因と考えられる。	○沿線地域や関係団体と連携し、利用実態に合わせた利用促進の取組を実施する。 ○利用方法、運転免許返納者割引事業等についての周知・情報提供に関する取組を引き続き実施し、利用者の増加へつなげていく。 ○利用者からの要望や利用状況を踏まえた運行内容の見直しを行う。 ○運行内容の見直しに合わせ、公共交通マップ及び総合時刻表の更新を行い、丁寧に情報提供を行う。
	産島線(区域)の運行	○利用方法、運転免許返納者割引事業等についての周知・情報提供に関する取組を実施した。 ○沿線地域へのヒアリング結果をもとに運行内容の見直しを行い、新規利用者の開拓及び利便性の向上を図った。また、運行ダイヤ・運行範囲等の見直しについて、利用者の声に対し柔軟に対応を行った。		○目標未達成 (達成率: 83.7%) 目標: 2,558人/年 実績: 2,140人/年 前年度比: △588人 B ○利用促進のための取組ができなかったこと、通院頻度の減少及び児童生徒の利用の減少が目標値を下回った主な原因と考えられる。	
	平和町線(右廻り)(路線定期)の運行	【見直しの概要】 ・運行時刻の変更(東町線) ・停留所の新設(産島線) ・停留所の新設及びルート変更(平和町線) ・運行範囲の拡大及び停留所新設(日奈久～坂本線) 新規路線の運行(鏡町線)		○目標未達成 (達成率: 62.1%) 目標: 8,002人/年 実績: 4,967人/年 前年度比: △588人 C ○利用促進のための取組ができなかったこと、通院頻度の減少及び買物等への出控えが目標値を下回った主な原因と考えられる。	
	平和町線(左廻り)(路線定期)の運行	○運行内容の見直しに合わせ、公共交通マップ及び総合時刻表の更新を行い、HP上に公開するなど広く情報提供を行っている。また、見直しを行った地域には個別に公共交通だよりを配布し、変更内容や利用方法等の周知を図った。		○目標未達成 (達成率: 63.9%) 目標: 2,782人/年 実績: 1,778人/年 前年度比: △1,059人 C ○令和2年7月豪雨による沿線地域の被災によりJR坂本駅方面への運行がなかったことが目標を下回った主な原因と考えられる。	
	日奈久～坂本線(区域)の運行	○鏡町線において利用促進の取組の一環として、地域の方々と共に路線の愛称募集事業を行った。		○目標未達成 (達成率: 39.4%) 目標: 稼働率50% 実績: 稼働率19.7% 今年度より運行開始 C ○乗り方教室などの利用促進策を講じることができなかったこと、沿線への路線の周知不足が目標を下回った主な原因と考えられる。	
	鏡町線(区域)の運行				

【別添1 参考資料①】

事業評価の概要

1. 事業評価について

地域公共交通確保維持改善事業による国庫補助を受ける事業については、補助金交付要綱並びに事業実施要領（要綱第3条第5項、要領の8）に基づき、実施した事業（地域内フィーダー系統確保維持）について、協議会（本市交通会議）にて評価を行うこととされています。

2. 評価項目と評価基準について

(1) 事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかをA、B、Cの3段階で評価する。

【評価基準】

A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

(2) 目標・効果達成状況

生活交通確保維持改善計画に位置づけられた定量的な目標・効果が達成された（達成見込み）かを、設定した目標ごとにA、B、Cの3段階で評価する。

【評価基準】 ※達成率の基準は事務局にて設定。（実績/目標）*100（小数第2位を四捨五入）で算定。

A: 事業が計画に位置づけられた目標を達成した（する見込み）

※達成率100%以上

B: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）

※達成率80%以上99%以下

C: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

※達成率79%以下

3. 評価結果

(1) 事業実施の適切性

A: 5系統 B: 0系統 C: 0系統

(2) 目標・効果達成状況

A: 0系統 B: 1系統 C: 4系統

※平和町線は左右廻りを合算した目標値を定めているため、評価も合わせて行う

※詳細は別添1に記載のとおり

【別添1 参考資料②】

令和3年度地域内フィーダー系統利用者数(対象期間:令和2年10月1日～令和3年9月30日)

単位:人

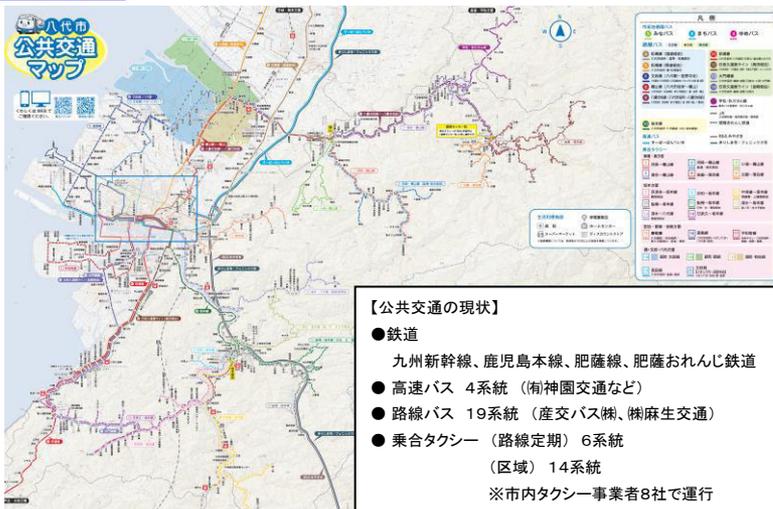
申請 番号	系統名	上段:今年度、下段:前年度														計	前年度比
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	後期		
1	東町線	119	111	90	84	120	99	623	97	108	125	66	39	75	510	1,133	90.93%
		129	137	129	127	111	64	697	66	76	118	109	81	99	549	1,246	
2	産島線	273	226	205	201	220	189	1,314	148	129	142	136	125	146	826	2,140	78.45%
		251	300	266	265	256	171	1,509	135	161	260	236	214	213	1,219	2,728	
3・4	平和町線	391	554	340	460	370	535	2,650	364	453	324	459	275	442	2,317	4,967	89.41%
		618	578	554	566	476	448	3,240	315	388	346	496	317	453	2,315	5,555	
5	日奈久～坂本線	219	145	163	117	129	138	911	138	146	160	147	139	137	867	1,778	62.67%
		287	271	294	252	237	224	1,565	232	224	243	189	199	185	1,272	2,837	
6	鏡町線 ※新規路線	37	33	28	21	25	35	179	40	17	26	45	39	26	193	372	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
							5,677								4,713	10,390	84.02%
							7,011								5,355	12,366	
							前期計								後期計		

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	八代市地域公共交通会議
評価対象事業名:	令和3年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>八代市を取り巻く交通の状況は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点整備港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。</p> <p>市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。</p> <p>このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生した。</p> <p>また、地域によっては、サービス水準に対して利用者が顕著に少ない路線、複数の路線が重複し運行頻度が過剰になっている区間または人口集積地であるにも関わらず交通手段が確保されていない区間等が存在し、住民に不便を強いている状況にあった。</p> <p>このような状況を打開すべく、平成29年7月に「八代市地域公共交通再編実施計画」の国土交通大臣の認定を受け、公共交通網の再編を行った。</p> <p>申請する4系統は、再編の中で平成29年10月から、路線バス4系統(東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部)の廃止に伴い乗合タクシーへ移行した系統である。</p> <p>今後も継続して利用促進に向けた取り組みを行うとともに、再編後のネットワークを維持し、利用者の利便性を維持する必要があることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、当該4系統を存続させていくことが必要である。</p> <p>また、令和2年10月より新たに運行を開始する鏡町線は、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた鏡地域全域を運行区域とする系統である。今後当該地域住民の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持するため、地域公共交通確保維持事業を活用し、運行を維持していくことが必要である。</p>

概要



【交通関連計画について】

- H27.3 八代市地域公共交通網形成計画策定(～R2.9)
- H29.6 八代市地域公共交通再編実施計画策定(～R2.9)
- H29.7 八代市地域公共交通再編実施計画認定
- H29.10 再編実施計画に基づく再編実施
- R2.9 八代市地域交通計画策定(～R7.9)
- R2.10 交通計画に基づく路線バス・乗合タクシーの見直し実施

基礎データ

合併状況: 平成17年8月に八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村が合併
人口: 約12万4千人 (令和3年11月末現在)
面積: 約681平方キロメートル
過疎地域等指定: 一部が、過疎・振興山村・辺地
高齢化率: 34.6% (令和3年11月末現在)
補助対象系統数: 6系統
自治体負担額: R1: 27,232千円、R2: 28,195千円、R3: 26,172千円
協議会開催数: 協議会2回 (令和2年10月～令和3年9月)

計画、目標(Plan)

- 八代市は、約681km²の市域を有し、西部の平野部と東部の山間部に区分され、全面積の約70%が山間部となっている。平野部に人口が集中しているものの、山間部にも集落が点在しているため、広い範囲の移動をカバーするための公共交通網を考える必要がある。
- 令和2年9月に八代市地域公共交通計画(～R7.9)を策定した。当該計画においては、中山間地の公共交通サービスの確保、公共交通サービスの適正化、各交通モード間の円滑な乗り継ぎの確保、市民・事業者・行政が一体となって取り組む体制の強化等を目標としている。

生活交通確保維持改善計画等の取組み(Do)

- 平成29年10月の公共交通網再編時に路線バスを乗合タクシーへ転換した4路線(東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線)及び令和2年10月に新設した乗合タクシー鏡町線をフィーダー系統として運行している。
- 乗合タクシーの運行開始にあたっては、住民アンケートや八代市地域公共交通会議における協議を行った。

実施状況、目標の達成(Check)

- 全ての系統において生活交通確保維持改善計画に基づき適切に運行された。
- コロナ禍(通院回数の減少、出控え等)や災害による影響もあり、全ての系統において利用者数は目標値に到達せず、前年度比もマイナスとなった。
- ※前年度比 東町線△113人、産島線△588人、平和町線△588人、日奈久～坂本線△1,059人

今後の課題、対応(Action)

- 各系統の沿線地域の利用実態に合わせた利用促進の取組を実施する。
- 利用方法、運転免許返納者割引事業等についての周知・情報提供に関する取組を引き続き実施し、利用者の増加へつなげていく。
- 沿線地域へのヒアリング結果をもとに運行内容の見直しを行い、新規利用者の開拓及び利便性の向上を図る。また、運行ダイヤ・運行範囲等の見直しについて、利用者の声に対して柔軟に対応を検討する。

【協議事項2】

路線バスの運行内容の見直しについて

<協議いただく内容>

地域からのご要望に対応するため、令和4年4月より循環バス みなバスについて運行内容を見直します。

つきましては、別紙のとおり国土交通省九州運輸局に対して道路運送法上の申請を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

また、令和4年3月12日（土）に予定されている九州旅客鉄道株式会社（JR九州）のダイヤ改正に合わせて、乗り継ぎに影響が生じる路線バスのダイヤを見直したいと考えております。

詳細は未定ですが、JR各線のダイヤ改正から速やかに路線バスのダイヤ見直しを実施するために、見直し内容について事務局と産交バス株式会社にご一任を頂くことについて同意いただくものです。

<添付資料>

- 資料2-1 循環バス みなバスの停留所新設について
- 資料2-2 JR各線のダイヤ改正による路線バスのダイヤ見直しについて

循環バス みなバスの停留所新設について

対象路線：みなバス（八代産交発着の循環バス）	運行形態：路線定期運行	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：産交バス(株)（八代営業所にて運行）		
新設箇所：臨港線田中町と消防署前の上に1箇所新設 ※ケーズデンキ八代店付近		
関係道路：県道336号（臨港線）	運行車両：主に32人乗りバス車両	新設理由：R2、R3年度地域要望への対応
備考：運行ルート、運行便数、運賃及び既存停留所のダイヤの変更はありません		



【新規設置位置付近写真】



【新 みなバス系統図(略図)】

▼みなバス(左廻り)停留所(15便/日)

八代産交	6:10
ゆめタウン八代	6:12
中塩屋	6:16
東塩屋	6:16
北荒神町福祉センター前	6:17
八代宮前	6:18
八代市役所前	6:19
【中略①】	
八代駅前	6:31
【中略②】	
新八代駅西口	6:44
労災病院前	6:47
自動車学校前	6:50
臨港線大村	6:51
消防署前	6:52
古閑上町	6:53
臨港線田中町	6:54
田中西町	6:55
永碓入口	6:57
古閑中入口	6:59
永碓北	6:59
イオン八代SC	7:03
【中略③】	
ゆめタウン八代	7:17
八代産交	7:20

▼みなバス(右廻り)停留所(13便/日)

八代産交	6:40
ゆめタウン八代	6:42
【中略①】	
イオン八代SC	6:56
永碓北	7:00
古閑中入口	7:00
永碓入口	7:02
田中西町	7:04
臨港線田中町	7:05
古閑上町	7:06
消防署前	7:07
臨港線大村	7:08
自動車学校前	7:09
労災病院前	7:12
新八代駅西口	7:15
【中略②】	
八代駅前	7:28
【中略③】	
八代市役所前	7:38
八代宮前	7:39
北荒神町福祉センター前	7:40
東塩屋	7:41
中塩屋	7:41
ゆめタウン八代	7:45
八代産交	7:48

【備考】 運行時刻は左右の1便目を参考に記載しています

※消防署前～臨港線田中町の区間時間が2分であり、新設箇所がほぼ中間に位置しているため、既存の停留所の到着時刻に変更はありません

JR各線のダイヤ改正による路線バスのダイヤ見直しについて

○九州旅客鉄道株式会社が令和4年3月12（土）に新幹線・在来線（以下、「JR各線」という。）のダイヤ改正を予定されています。

○ダイヤ改正により、「JR各線」と路線バスの乗り継ぎに影響が生じる場合には、利用者の利便性の確保を目的に路線バスの運行ダイヤを見直したいと考えております。

※乗り継ぎに影響がない場合は、見直しを行いません。

○「JR各線」のダイヤ改正から速やかに路線バスのダイヤ見直しを実施するために、事務局と産交バス株式会社に一任を頂ければと存じます。

○なお、見直しを行った場合、後日委員の皆さまへご報告するとともに、利用者への円滑な周知（バス車内での時刻表配布等）を実施いたします。

【協議事項3】

乗合タクシーの運行内容の見直しについて

<協議いただく内容>

地域からのご要望に対応するため、令和4年4月より平和町線及び高田線について運行内容を見直します。

また、交通安全上問題がある停留所に対応するため、文政線の運行内容を見直します。

つきましては、別紙のとおり国土交通省九州運輸局に対して道路運送法上の申請を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

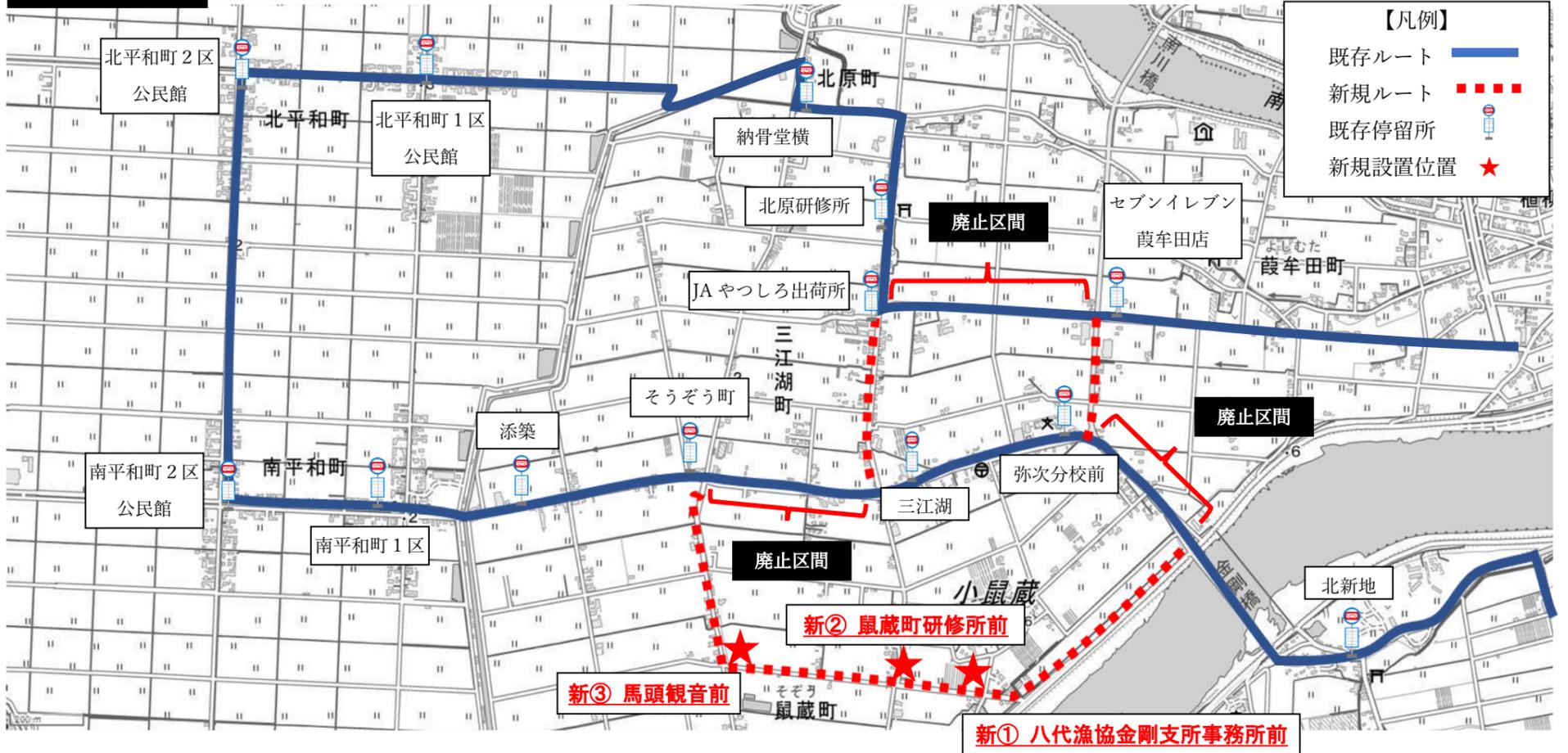
<添付資料>

- 資料3-1 平和町線の見直しについて
 - ・ 停留所の新設及びルート変更
- 資料3-2 高田線の見直しについて
 - ・ 停留所の新設と運行形態の変更
- 資料3-3 文政線の見直しについて
 - ・ 停留所の廃止

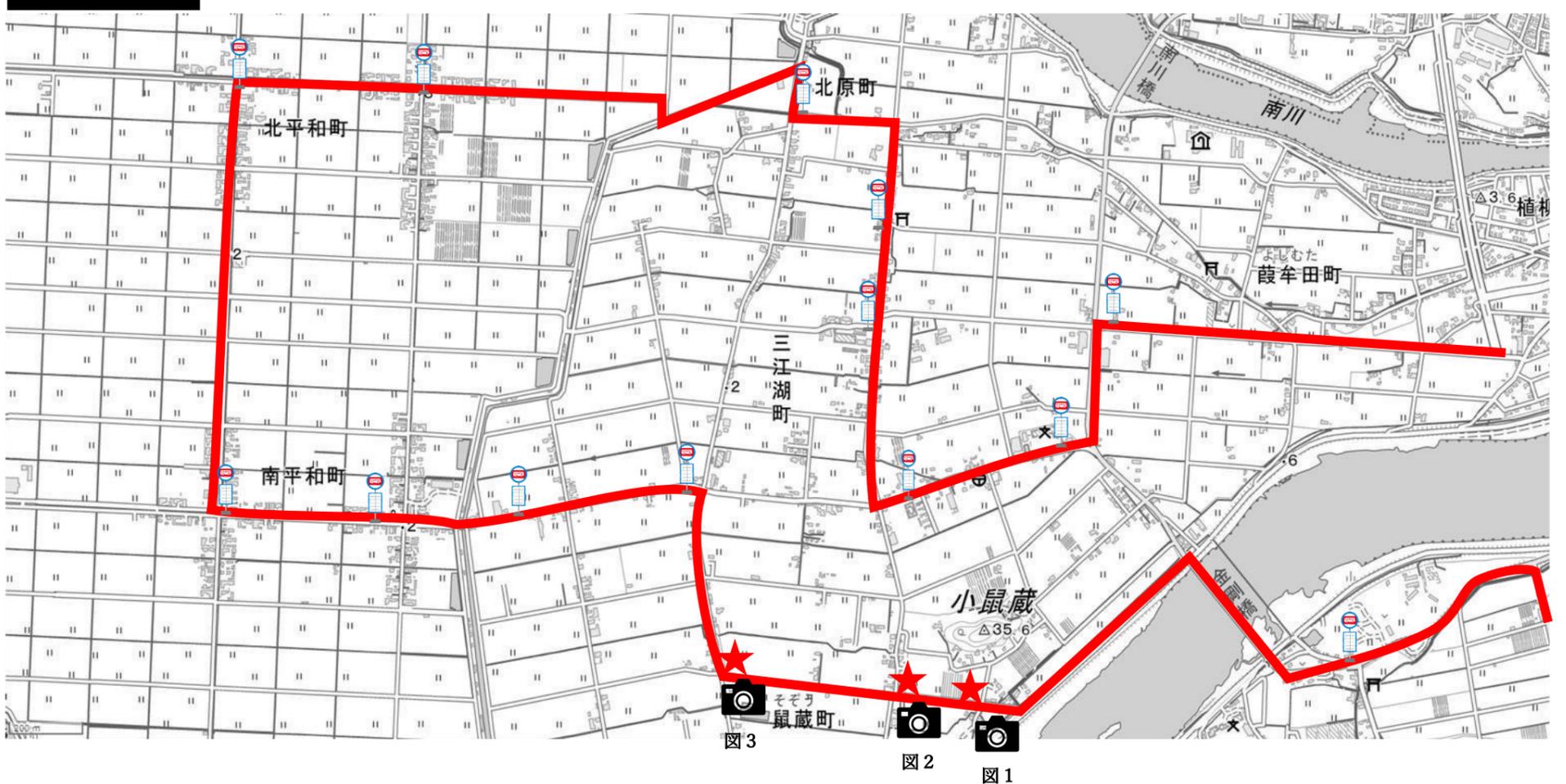
平和町線の見直しについて

対象路線：平和町線（ゆめタウン発着の循環系統）	運行形態：路線定期運行	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：(有)親和タクシー（偶数月）、(有)西田交通（奇数月）、(有)中央タクシー（サブ）の共同運行		
変更内容：鼠蔵町内に停留所を3箇所新設する 停留所新設に伴い運行ルート及びダイヤを変更する		
①八代漁協金剛支所事務所前（八代市鼠蔵町 47-1 地先） ②鼠蔵町研修所前（八代市鼠蔵町 1316 地先） ③馬頭観音前（八代市鼠蔵町 2275 地先）		
関係道路：市道（中央線なし）	運行車両：主にジャンボタクシー	新設理由：R2、R3 年度地域要望への対応
備考：運行便数及び運賃に変更はありません		

変更路線図(略図)



新規路線図(略図)



【その他変更内容】

- ・運行距離 21.5 km ⇒ 22.3 km (+0.8 km程度)
- ・運行時刻 右回り 49分 ⇒ 54分 (+5分程度)
- 左回り 48分 ⇒ 54分 (+6分程度)

【新規設置位置付近写真】



停留所看板イメージ図
※道路上の設置はありません

現時刻表

■ 運行時刻に関する事項:時刻表

	右回り				左回り										
	停留所名	乗降	運行時刻				停留所名	乗降	運行時刻						
			1便	2便	3便	4便			1便	2便	3便	4便			
1	ゆめタウン	乗車のみ	9:33	12:03	14:03	17:03	1	ゆめタウン	乗車のみ	7:08	8:28	10:38	15:08		
2	八代市役所前		9:40	12:10	14:10	17:10	2	八代三中前		7:12	8:32	10:42	15:12		
3	桜十字リハ病院		9:42	12:12	14:12	17:12	3	麦島公民館前		7:14	8:34	10:44	15:14		
4	植柳上町		9:45	12:15	14:15	17:15	4	植柳新町東		7:16	8:36	10:46	15:16		
5	橋本医院前		9:46	12:16	14:16	17:16	5	植柳新町西		7:17	8:37	10:47	15:17		
6	植柳下一自治公民館		9:47	12:17	14:17	17:17	6	3班ゴミ集積所		7:18	8:38	10:48	15:18		
7	旧九電アパート前		9:48	12:18	14:18	17:18	7	ホワイト急便豊牟田店 東側ゴミ集積所		7:18	8:38	10:48	15:18		
8	植柳下二自治公民館		9:49	12:19	14:19	17:19	8	セブンイレブン 豊牟田店横		7:19	8:39	10:49	15:19		
9	木村精肉店北側 ゴミ集積所		9:50	12:20	14:20	17:20	9	JAやつしろ 金剛い製品集出荷所		7:21	8:41	10:51	15:21		
10	報国工業前		9:51	12:21	14:21	17:21	10	北原研修館		7:22	8:42	10:52	15:22		
11	南割公民館		9:53	12:23	14:23	17:23	11	納骨堂横		7:23	8:43	10:53	15:23		
12	北新地		9:55	12:25	14:25	17:25	12	北平和町1区 公民館		7:26	8:46	10:56	15:26		
13	弥次分校前		9:57	12:27	14:27	17:27	13	北平和町2区 公民館		7:27	8:47	10:57	15:27		
14	三江湖		9:57	12:27	14:27	17:27	14	南平和町2区 公民館		7:29	8:49	10:59	15:29		
15	そうぞう町		9:58	12:28	14:28	17:28	15	南平和町1区		7:30	8:50	11:00	15:30		
16	添築		9:59	12:29	14:29	17:29	16	添築		7:31	8:51	11:01	15:31		
17	南平和町1区	乗降可	10:00	12:30	14:30	17:30	17	そうぞう町	乗降可	7:32	8:52	11:02	15:32		
18	南平和町2区 公民館		10:01	12:31	14:31	17:31	18	三江湖		7:32	8:52	11:02	15:32		
19	北平和町2区 公民館		10:03	12:33	14:33	17:33	19	弥次分校前		7:33	8:53	11:03	15:33		
20	北平和町1区 公民館		10:04	12:34	14:34	17:34	20	北新地		7:35	8:55	11:05	15:35		
21	納骨堂横		10:07	12:37	14:37	17:37	21	南割公民館		7:37	8:57	11:07	15:37		
22	北原研修館		10:08	12:38	14:38	17:38	22	報国工業前		7:39	8:59	11:09	15:39		
23	JAやつしろ 金剛い製品集出荷所		10:09	12:39	14:39	17:39	23	木村精肉店北側 ゴミ集積所		7:40	9:00	11:10	15:40		
24	セブンイレブン 豊牟田店横		10:11	12:41	14:41	17:41	24	植柳下二自治公民館		7:41	9:01	11:11	15:41		
25	ホワイト急便豊牟田店 東側ゴミ集積所		10:11	12:41	14:41	17:41	25	旧九電アパート前		7:42	9:02	11:12	15:42		
26	3班ゴミ集積所		10:12	12:42	14:42	17:42	26	植柳下一自治公民館		7:43	9:03	11:13	15:43		
27	植柳新町西		10:13	12:43	14:43	17:43	27	橋本医院前		7:44	9:04	11:14	15:44		
28	植柳新町東		10:14	12:44	14:44	17:44	28	植柳上町		7:44	9:04	11:14	15:44		
29	麦島公民館前		降車のみ	10:16	12:46	14:46	17:46	29		桜十字リハ病院	降車のみ	7:47	9:07	11:17	15:47
30	八代三中前			10:18	12:48	14:48	17:48	30		八代市役所前		7:49	9:09	11:19	15:49
31	ゆめタウン			10:22	12:52	14:52	17:52	31		ゆめタウン		7:56	9:16	11:26	15:56

時刻は事業者による試走後に確定

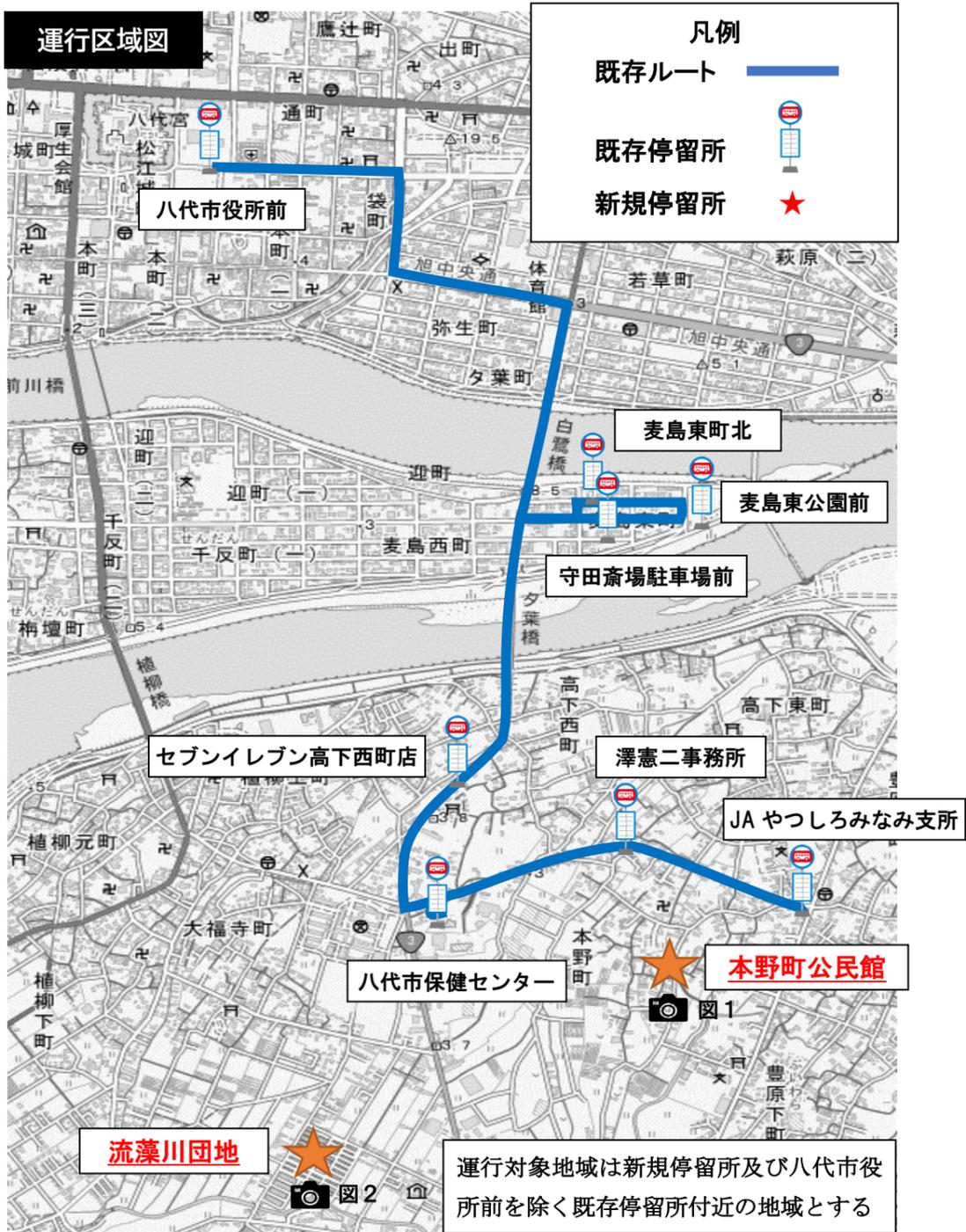
新時刻表(案)

■ 運行時刻に関する事項:時刻表

	右回り				左回り										
	停留所名	乗降	運行時刻				停留所名	乗降	運行時刻						
			1便	2便	3便	4便			1便	2便	3便	4便			
1	ゆめタウン	乗車のみ	9:33	12:03	14:03	17:03	1	ゆめタウン	乗車のみ	7:08	8:28	10:38	15:08		
2	八代市役所前		9:40	12:10	14:10	17:10	2	八代三中前		7:12	8:32	10:42	15:12		
3	桜十字リハ病院		9:42	12:12	14:12	17:12	3	麦島公民館前		7:14	8:34	10:44	15:14		
4	植柳上町		9:45	12:15	14:15	17:15	4	植柳新町東		7:16	8:36	10:46	15:16		
5	橋本医院前		9:46	12:16	14:16	17:16	5	植柳新町西		7:17	8:37	10:47	15:17		
6	植柳下一自治公民館		9:47	12:17	14:17	17:17	6	3班ゴミ集積所		7:18	8:38	10:48	15:18		
7	旧九電アパート前		9:48	12:18	14:18	17:18	7	ホワイト急便豊牟田店 東側ゴミ集積所		7:19	8:39	10:49	15:19		
8	植柳下二自治公民館		9:49	12:19	14:19	17:19	8	セブンイレブン 豊牟田店横		7:19	8:39	10:49	15:19		
9	木村精肉店北側 ゴミ集積所		9:50	12:20	14:20	17:20	9	弥次分校前		7:21	8:41	10:51	15:21		
10	報国工業前		9:51	12:21	14:21	17:21	10	三江湖		7:22	8:42	10:52	15:22		
11	南割公民館		9:53	12:23	14:23	17:23	11	JAやつしろ 金剛い製品集出荷所		7:23	8:43	10:53	15:23		
12	北新地		9:55	12:25	14:25	17:25	12	北原研修館		7:24	8:44	10:54	15:24		
13	八代漁協金剛支所事務所前		9:58	12:28	14:28	17:28	13	納骨堂横		7:25	8:45	10:55	15:25		
14	星島町研修所前		9:59	12:29	14:29	17:29	14	北平和町1区 公民館		7:28	8:48	10:58	15:28		
15	馬頭観音前		10:00	12:30	14:30	17:30	15	北平和町2区 公民館		7:29	8:49	10:59	15:29		
16	そうぞう町		10:01	12:31	14:31	17:31	16	南平和町2区 公民館		7:31	8:51	11:01	15:31		
17	添築	10:02	12:32	14:32	17:32	17	南平和町1区	7:32	8:52	11:02	15:32				
18	南平和町1区	乗降可	10:03	12:33	14:33	17:33	18	添築	乗降可	7:33	8:53	11:03	15:33		
19	南平和町2区 公民館		10:04	12:34	14:34	17:34	19	そうぞう町		7:34	8:54	11:04	15:34		
20	北平和町2区 公民館		10:06	12:36	14:36	17:36	20	馬頭観音前		7:35	8:55	11:05	15:35		
21	北平和町1区 公民館		10:07	12:37	14:37	17:37	21	星島町研修所前		7:36	8:56	11:06	15:36		
22	納骨堂横		10:10	12:40	14:40	17:40	22	八代漁協金剛支所事務所前		7:37	8:57	11:07	15:37		
23	北原研修館		10:11	12:41	14:41	17:41	23	北新地		7:40	9:00	11:10	15:40		
24	JAやつしろ 金剛い製品集出荷所		10:12	12:42	14:42	17:42	24	南割公民館		7:42	9:02	11:12	15:42		
25	三江湖		10:13	12:43	14:43	17:43	25	報国工業前		7:44	9:04	11:14	15:44		
26	弥次分校前		10:14	12:44	14:44	17:44	26	木村精肉店北側 ゴミ集積所		7:45	9:05	11:15	15:45		
27	セブンイレブン 豊牟田店横		10:16	12:46	14:46	17:46	27	植柳下二自治公民館		7:46	9:06	11:16	15:46		
28	ホワイト急便豊牟田店 東側ゴミ集積所		10:16	12:46	14:46	17:46	28	旧九電アパート前		7:47	9:07	11:17	15:47		
29	3班ゴミ集積所		10:17	12:47	14:47	17:47	29	植柳下一自治公民館		7:48	9:08	11:18	15:48		
30	植柳新町西		10:18	12:48	14:48	17:48	30	橋本医院前		7:49	9:09	11:19	15:49		
31	植柳新町東		10:19	12:49	14:49	17:49	31	植柳上町		7:50	9:10	11:20	15:50		
32	麦島公民館前		降車のみ	10:21	12:51	14:51	17:51	32		桜十字リハ病院	降車のみ	7:53	9:13	11:23	15:53
33	八代三中前			10:23	12:53	14:53	17:53	33		八代市役所前		7:55	9:15	11:25	15:55
34	ゆめタウン	10:27		12:57	14:57	17:57	34	ゆめタウン	8:02	9:22		11:32	16:02		

高田線の見直しについて

対象路線：高田線（JA やつしろみなみ支所⇄八代市役所前）	運行形態：路線定期運行（定期便）から区域運行（予約便）へ変更	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：(有)神園交通		
新設箇所：流藻川団地内公園及び本野町公民館にそれぞれ1箇所新設		
関係道路：主に市道（新設箇所においては施設敷地内にて乗降）	運行車両：主にセダン型タクシーとなる見込み	新設理由：R3年度地域要望への対応
備考：運行頻度、運賃及び既存停留所の変更はない 利用状況を勘案し定期便から予約便へ変更を行う		



【新規設置位置付近写真】



(参考)利用状況など

令和3年度（R2.10～R3.9）運行実績

運行便数(A)	輸送人員(B)	1便当り輸送人員(B/A)	空便数(D)※1	空便率(D/A)※2
972 便	330 人	0.34 人/便	723 便	74.38%

※1 空便数：利用者が全くいない便の数

※2 空便率：運行便数に対する、利用者が全くいない便の割合（空便数÷運行便数）

八代市公共交通計画において路線の見直し検討の目安と見直しの考え方を定めています。（以下計画の記載内容）

区分	見直し検討の“目安”	見直しの考え方
定期運行便	高	×便別の利用状況や、利用者の意向、路線バスへの乗り継ぎ状況などを踏まえながら、減便や一部の便の予約運行化などのサービス水準引き下げを検討
	30% ▶	△当面、現状を維持
	10% ▶	○便別の利用状況や、利用者の意向、路線バスへの乗り継ぎ状況などを踏まえながら、増便などのサービス水準向上を検討
	低	

○：サービス水準の引き上げを検討 △：現状を維持 ×：サービス水準の引き下げを検討

八代市高田・麦島東地域予約制乗合タクシー運行実施計画（案）

運行対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 高田地域の一部及び麦島東町とする ※高田地域に2箇所停留所を増設 <table border="1"> <tr> <th>地域名</th> <th>運行区域（対象範囲）</th> </tr> <tr> <td>高田地域</td> <td>本野町の一部、高下西町の一部</td> </tr> <tr> <td>麦島地域</td> <td>麦島東町</td> </tr> </table>	地域名	運行区域（対象範囲）	高田地域	本野町の一部、高下西町の一部	麦島地域	麦島東町						
地域名	運行区域（対象範囲）												
高田地域	本野町の一部、高下西町の一部												
麦島地域	麦島東町												
運行方法	<ul style="list-style-type: none"> 予約による時間固定型 ※定期便から予約便に変更 ※予約のあった時のみ運行し、予約に応じて運行ルートを設定する。 												
運行日 運休日 運行便数 運行時間	<p>※変更なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行日：平日のみ 運休日：1月1日～3日、8月13日～15日、12月30日、12月31日 運行便数：1日4便（上り2便、下り2便） <table border="1"> <tr> <th colspan="3">運行時間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>上り（市役所方面行）</th> <th>下り（高田方面行）</th> </tr> <tr> <td>1便</td> <td>8時30分発便</td> <td>11時30分発便</td> </tr> <tr> <td>2便</td> <td>10時00分発便</td> <td>13時30分発便</td> </tr> </table>	運行時間				上り（市役所方面行）	下り（高田方面行）	1便	8時30分発便	11時30分発便	2便	10時00分発便	13時30分発便
運行時間													
	上り（市役所方面行）	下り（高田方面行）											
1便	8時30分発便	11時30分発便											
2便	10時00分発便	13時30分発便											
利用料金	<p>※変更なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送の区間内：1回乗車160円 割引（1～5号は160円の半額、6号は無料） <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳（1種）所持者又は療育手帳所持者及び同乗するその介助者 身体障害者手帳（2種）所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 運転免許証返納者 中学生未満の者（次号に該当するものを除く。） 小学生未満の者（保護者同伴の者に限る。） 定期券 ※ 一月分の計算方法：運賃×2×20日 												
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし ※変更なし 												
利用方法	<p>※定期便から予約便に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者は、事前に利用予約を行う（行き予約時に帰りの予約も可能）。 												

	<ul style="list-style-type: none"> 予約は、運行事業者の受付が電話にて受け付ける。 受付時間：前日午後7時までとする。
運行車両	<p>※変更なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行車両は、ジャンボ又はセダン型タクシーを使用。 ピーク時に定員を超える場合は、積み残しがないよう追加車両を配車する。 運行車両は運行事業受託者が保有する車両を使用する。
運行態様	<p>※路線定期運行から区域運行に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 運行方法（許認可区分）：一般乗合旅客自動車運送事業「区域運行」（道路運送法第4条、道路運送法施行規則第3条の三） 毎月、実績報告を基に、運行費と収益（利用料金）との差額を、市から運行事業者へ補助する。
運行期間	<ul style="list-style-type: none"> 運行開始予定日：令和4年4月1日（金）から

■運送の区間

高田線		運送の区間
基軸ルート	運行区域 ⇔ 運行区域 運行区域 ⇔ 区域外乗降場所	

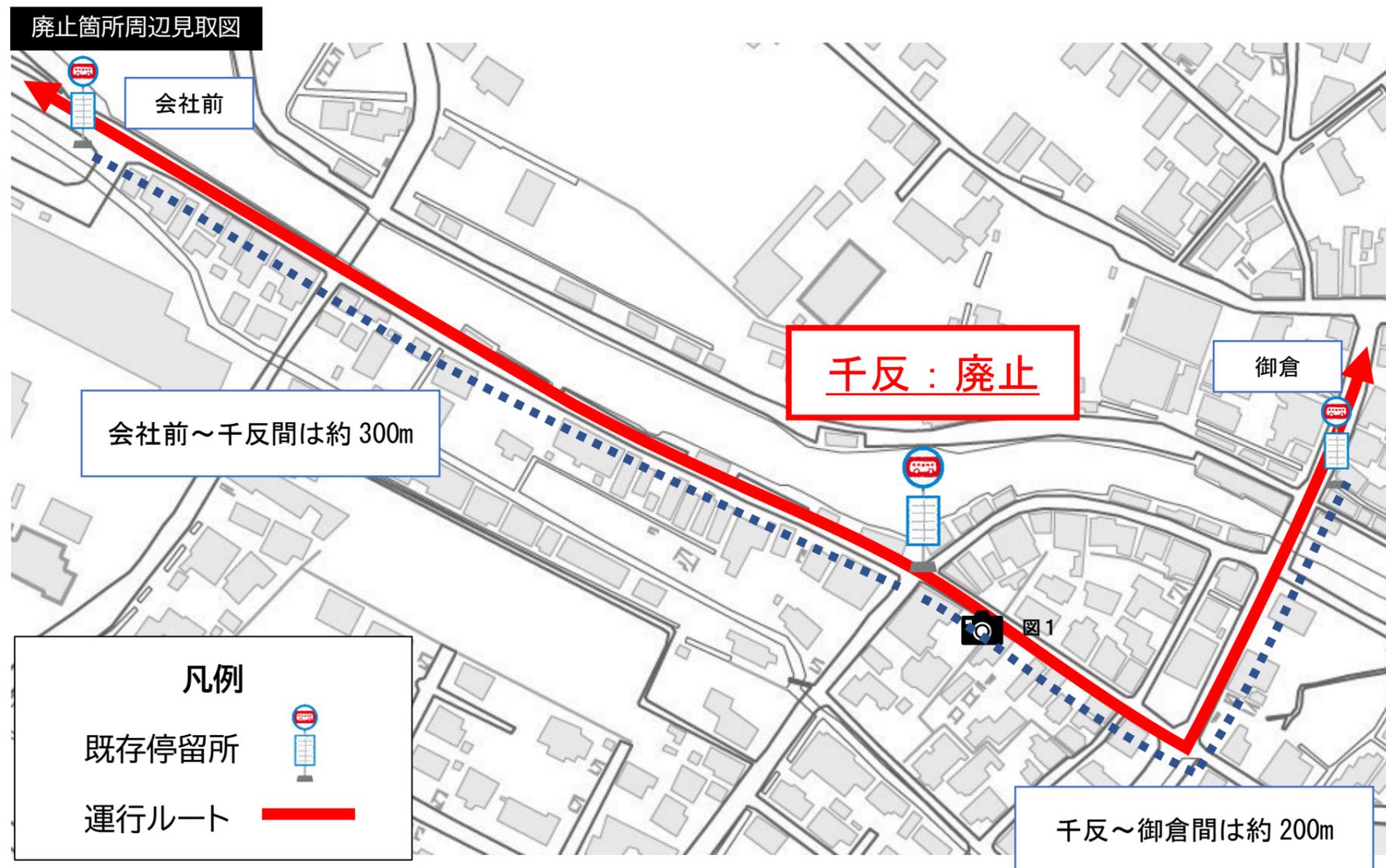
■乗降場所一覧

高田線		乗降場所一覧
運行区域内乗降場所	（高田地域） 1. 流藻川団地、2. 本野町公民館、3. JA やつしろみなみ支所、 4. 澤憲二事務所、5. 八代市保健センター、 6. セブンイレブン高下西町店 （麦島東地域） 7. 麦島東町北、8. 麦島東公園前、9. 守田斎場駐車場前	
区域外乗降場所	10. 八代市役所前	

※番号は上りの予約上の運行順、下りはその逆順

文政線の見直しについて

対象路線：文政線（イオン八代 SC 前～文政小学校前～宮原中央）	運行形態：路線定期運行	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：(株)八代タクシー（偶数月）、(有)千丁タクシー（奇数月）の共同運行		
廃止箇所：千反停留所（鏡町内田 854 番地先）		
関係道路：県道 42 号	運行車両：主に 10 人乗りジャンボタクシー車両	廃止理由：交通安全上問題がある停留所への対応 移設の調整が難しいため
備考：路線バス文政線の千反停留所廃止と併せて変更を行うものです 運行ルート、運行便数、運賃及び既存停留所のダイヤの変更はありません		



※交差点内に停留所があり交通安全上問題がある
 路線バス文政線と停留所を共有している

資料4

【協議事項4】

地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について

＜協議いただく内容＞

協議事項3-1にて平和町線の運行内容の見直しについてご同意いただいたうえで、地域内公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る計画を変更したいと存じます。

つきましては、別紙のとおり国土交通省九州運輸局へ変更の届出を行うため、内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

＜添付資料＞

○資料4 国への提出資料一式（変更届出書、別紙）

陸上交通様式第3（日本工業規格A列4番）

別紙

八公交第 号
令和4年 月 日

令和4年 月 日

（名称）八代市地域公共交通会議

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八代市地域公共交通会議
住 所 熊本県八代市松江城町1-25
会長 福島 誠治

地域公共交通計画変更届出書

令和3年9月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和4年4月1日
- 変更箇所
別紙計画 18、19、表1
- 変更理由
申請番号3・4平和町線の停留所新設に伴うルート変更により系統キロ程が0.8km延伸するため

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>八代市を取り巻く交通の状況は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点整備港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。</p> <p>市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。</p> <p>このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要なものとして機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生した。</p> <p>また、地域によっては、サービス水準に対して利用者が顕著に少ない路線、複数の路線が重複し運行頻度が過剰になっている区間または人口集積地であるにも関わらず交通手段が確保されていない区間等が存在し、住民に不便を強いている状況にあった。</p> <p>このような状況を打開すべく、平成29年7月に「八代市地域公共交通再編実施計画」の国土交通大臣の認定を受け、公共交通網の再編を行った。</p> <p>申請する6系統は、再編の中で平成29年10月から、路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）の廃止に伴い乗合タクシーへ移行した系統及び、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた町内全域を運行区域とする系統である。</p> <p>今後も継続して利用促進に向けた取り組みを行うとともに、再編後のネットワークを維持し、利用者の利便性を維持する必要があること、交通不便地域の住民の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持する必要があることから地域公共交通確保維持事業を活用し、当該6系統を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

八代市地域公共交通再編実施計画により路線バスから乗合タクシーへ移行した5系統は、系統毎の輸送人員の目標値とする。
 令和2年10月より運行を開始した鏡町線については当面稼働率^(注1)を目標値とする。

	(現況値)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)
【東町線】	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年	1,246人/年
【産島線】	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年	2,728人/年
【平和町線】	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年	5,555人/年
【日奈久～坂本線】	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年	2,837人/年
【鏡町線】	20.5%	30%/年	40%/年	50%/年

※現況値は 令和元年10月～令和2年9月の実績値（平和町線は右廻り左廻りの合計）
 鏡町線のみ 令和2年10月～令和3年3月の実績値

令和4年度以降の輸送人員の目標値については、沿線の人口減少、コロナ禍による利用者の出控え及び事業実施主体の利用促進策が実施困難なものがあること等を踏まえ、現状維持を目標とする。
 鏡町線においては、3年後に稼働率を50%とすることを目標とする。

(注1) 稼働率：設定されている便数に対する、予約があつて実際に運行された便数の割合

(2) 事業の効果

2.(1)の6系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○利便性向上に向けた運行サービスの見直し
 ①運行ルートの見直し②運行便数・ダイヤの見直し③市民等からの意見収集
 (市、交通事業者、市民)

○情報提供の充実
 ①公共交通マップ、総合時刻表の継続的な改訂②乗継情報の充実(市、交通事業者)

○利用促進
 ①利用促進イベントの開催②モビリティ・マネジメントの実施③出前講座の実施
 (市、交通事業者)
 ※地域公共交通計画の該当箇所を抜粋した資料を添付

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・毎月運行実績報告において利用者数・稼働率の集計
- ・利用者アンケート
- ・収支状況及び公共交通の維持に係る公的負担額についての精査

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月12日（平成21年度第1回） 協議会設立 ・令和2年1月17日（令和元年度第4回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議が調う ・令和2年7月1日（令和2年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の認定申請について協議が調う ・令和2年9月11日（令和2年度第3回）文書協議 生活交通確保維持改善計画の変更について協議が調う ・令和3年5月20日（令和3年度第1回）文書協議 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画）の認定申請及び鏡町線の見直しについて協議が調う ・<u>令和4年1月24日（令和3年度第3回）</u> <u>平和町線の見直し及び地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について協議</u>

19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。 ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。 ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。 その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した交通網を維持することとしている。 ・タクシー事業者が撤退した鏡町において、その代替となる交通手段の確保について要望があり、全世帯へのアンケート調査を実施し、その結果及び町内各地区の意見を反映した新規路線を導入した。 ・令和3年10月地域公共交通会議における協議を経て、地域公共交通計画を策定した。 ・<u>平和町線の見直しに係る地域を対象として利用希望等のアンケート調査を実施した。</u>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 熊本県八代市鏡町内田 453-1

(所属) 八代市総務企画部企画政策課

(氏名) 西田 雄哉

(電話) 0965-33-4104

(e-mail) yuu-nly@city.yatsushiro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			297日	861.0回		区域運行	①	八代駅で補助対象 地域間幹線系統田 浦線と接続	③
	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区			356日	1708.0回		区域運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線(右回り)	ゆめタ ウン八 代	弥次分校 前	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線(左回り)	ゆめタ ウン八 代	南平和町	ゆめタ ウン八 代	(循環) 22.3km	365日	1460.0回		路線定期運行	①	八代市役所前で補 助対象地域間幹線 系統田浦線と接続	③
	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			365日	1825.0回		区域運行	②(2)	日奈久温泉駅で地 域間交通ネットワ ーク肥薩おれんじ鉄	③
	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			188日	376.0回		区域運行	②(2)	有佐駅で地域間交 通ネットワークJR鹿 児島本線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【報告事項1】路線バス停留所の廃止について

＜報告内容＞

路線バス文政線の停留所の廃止についてご報告します。協議事項3-3と同様の内容ですが、本件は令和3年11月16日開催の熊本県バス対策協議会八代地域ブロック協議会にて協議が調っているものであることから、本会議では「報告」といたします。

＜添付資料＞

○資料5-1 路線バス停留所の廃止について

【報告事項2】五家荘地域の移動手段確保について

＜報告内容＞

五家荘地域への自家用有償旅客運送の導入に係る検討プロセスについて現在の状況をご報告します。

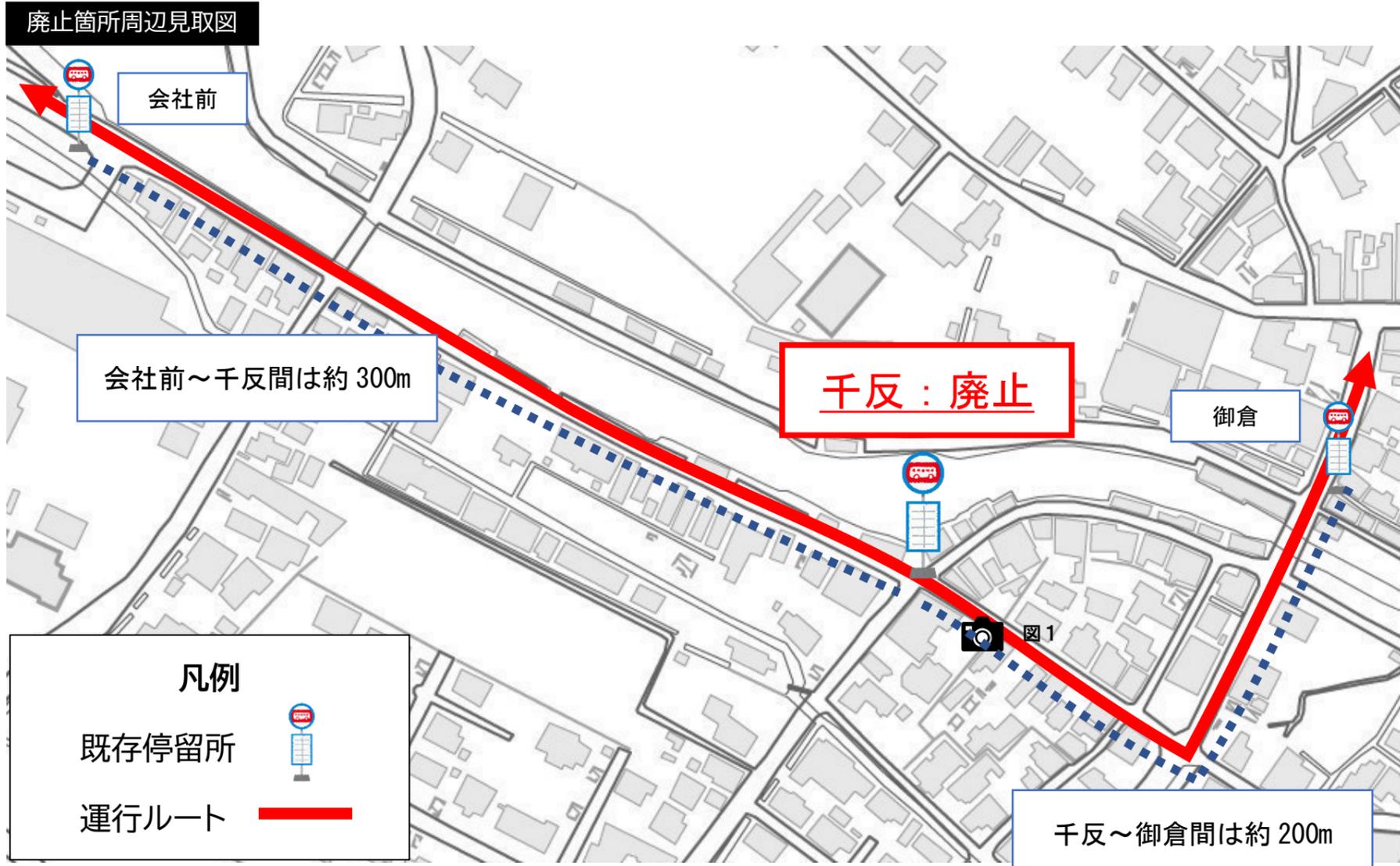
令和3年度第1回会議において五家荘地域の移動ニーズに対応した交通の導入について交通事業者へ提案を求めるようご報告しておりましたが、期限までに具体的な提案はありませんでした。

＜添付資料＞

○資料5-2 自家用有償旅客運送の導入に係る検討プロセスについて

路線バス停留所の廃止について

対象路線：文政線（八代駅前～イオン八代 SC 前～文政小学校前～宮原中央）		運行形態：路線定期運行	変更予定日：令和4年4月1日～
事業者：産交バス(株)（八代営業所にて運行）			
廃止箇所：千反停留所（鏡町内田 854 地先）			
関係道路：県道 42 号	運行車両：主に 32 人乗りバス車両	廃止理由：交通安全上問題がある停留所への対応 移設の調整が難しいため	
備考：停留所の廃止と併せて運行ルートを上下便で統一、運行便数、運賃及び既存停留所のダイヤの変更はありません 本件については令和3年11月16日開催の熊本県バス対策協議会八代地域ブロック協議会にて協議が調っています			



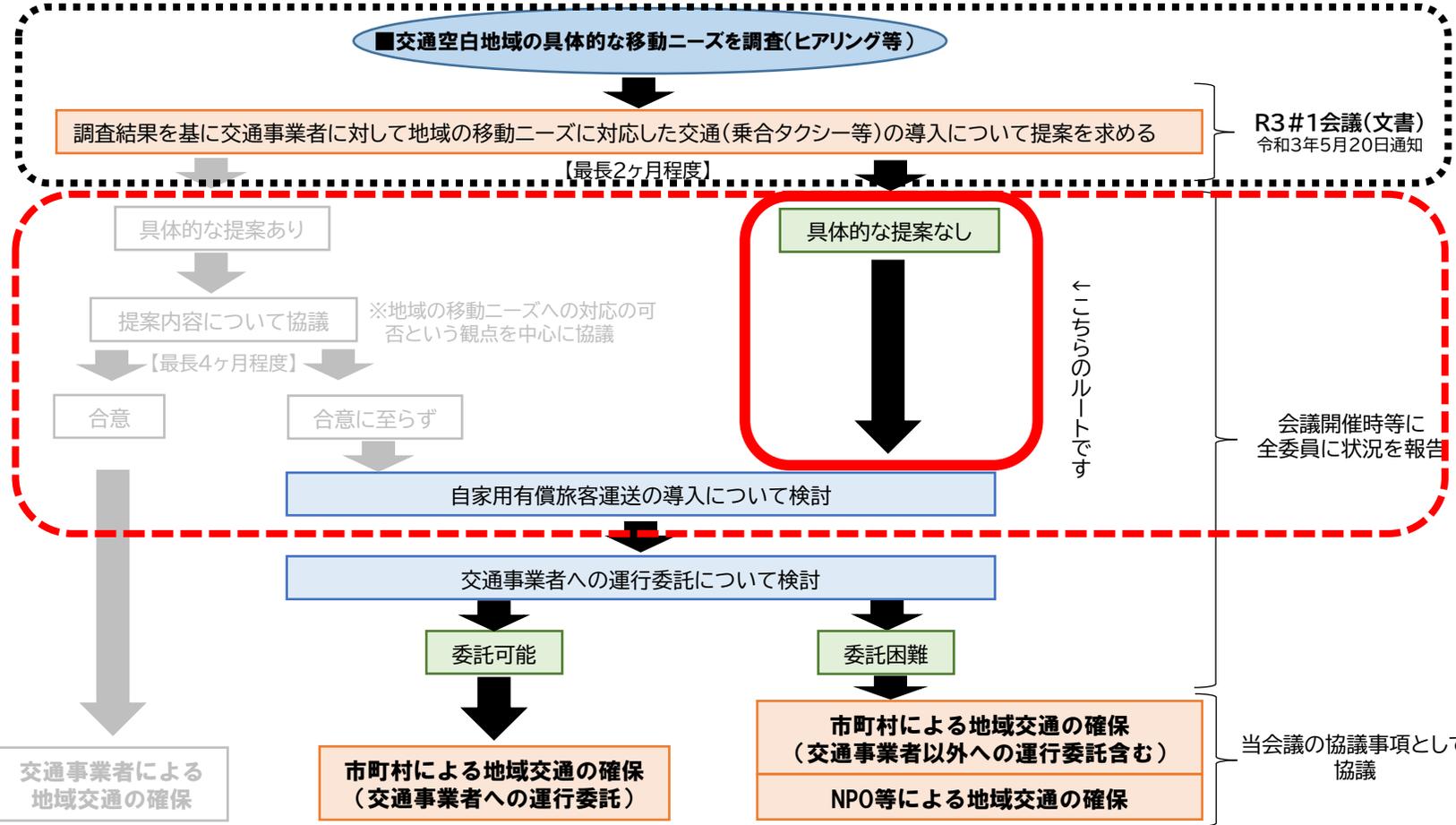
※交差点内に停留所があり交通安全上問題がある

自家用有償旅客運送の導入に係る検討プロセスについて

- 五家荘地域においては、タクシーチケット割引補助金による移動手段確保の支援を実施しているが、今後、自家用有償運送(白ナンバー車両)による移動手段確保を検討することも考えられる。
- 国土交通省が示す「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」(平成30年3月30日付)における検討プロセスを基に各交通事業者に地域ニーズに対応した交通手段の提供について提案や対応の可否を投げかけたうえで、交通事業者では対応できないと判断したときに自家用有償旅客運送の導入について具体的な検討や当会議での協議を行うこととしたい。

R2#4会議の報告内容
 ・左図のプロセスで五家荘地域への自家用有償旅客運送の導入について検討することをご報告

R3#1会議の報告範囲
 ・交通事業者に対し交通の導入について提案を求めました(R3.7.30期限)



今回会議の報告範囲
 ・期限までに提案がなかったため、事務局にて自家用有償旅客運送の導入について検討中です

・今後も当会議にて適宜経過をご報告いたします

会議開催時等に全委員に状況を報告

当会議の協議事項として協議

※『自家用有償旅客運送ハンドブック』国土交通省自動車局旅客課(令和元年12月改定)を基に事務局で作成